

別表2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に係る技術的審査

新築住宅に係る料金

10%税込金額（税抜金額）[単位：円]

		審査条件	料 金	
一戸建ての住宅	単独申請	型式認定	33,000 ( 30,000 )	
		外皮計算を仕様基準等による場合		
		建築確認申請先がセンターの場合		
		上記以外	44,000 ( 40,000 )	
	併願申請	13,200 ( 12,000 )		
共同住宅等	単独申請	型式認定	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 ・基本料金 88,000 ( 80,000 )	
		外皮計算を仕様基準等による場合	・戸あたり料金 2,200 ( 2,000 ) ・共用部料金 (共用部がある場合のみ)	
		戸数が6戸以下の場合	300㎡以下	44,000 ( 40,000 )
			300～1000㎡以下	88,000 ( 80,000 )
			1000～5000㎡以下	176,000 ( 160,000 )
	5000㎡超		264,000 ( 240,000 )	
		上記以外	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 ・基本料金 110,000 ( 100,000 ) ・戸あたり料金 上記と同額 ・共用部料金 上記と同額	
	併願申請	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 ・基本料金 22,000 ( 20,000 ) ・戸あたり料金 1,650 ( 1,500 ) ・共用部料金 単独申請と同額		

- ※1 併用住宅（住戸の総数が1の場合に限る）の住宅部分は一戸建ての住宅の額とします。
- ※2 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は一户建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。
- ※3 変更技術審査の料金は当初の申請で適用された料金の10分の6の額とする。
- ※4 併願申請とは、次の申請を建築センターに同一時期に申請するものをいう。  
省エネ適判、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素認定技術的審査、BELS評価
- ※5 適合書再交付の料金は、一件につき3,300円（税込）とする。
- ※6 所管行政庁からの依頼による場合は、別途契約によります。